入　札　説　明　書

調達物品名　連節バス

新潟市　財務部　契約課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

連節バス　　　４台

（案件番号 25076 ）

(2)　調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3)　履行場所

新潟市内（本市が指定した場所に納入すること）

(4)　納入期限

平成27年３月27日までに１台

平成27年６月30日までに３台

(5)　入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表２の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(5)　品質マネジメントシステム「ISO 9001」の管理の下に製作された車両を納入できる者

(6)　１台目が納品される時点でのアフターメンテナンスの体制表（別紙１）を提出できるものであること。

(7)　故障等発生した場合の補修部品を速やかに，かつ安定的に供給できる体制を構築することが可能な者。「補修部品を速やかに，かつ安定的に供給できる体制を構築することが可能な者」とは，一般的な補修部品（例：各装置のコントロールユニット，各種センサー類，灯火類ユニット，燃料・水・オイル系統のホース類），消耗部品（例：ライトバルブ，ベルト類，ブレーキパッド，エンジン関連のフィルター等），その他新潟市が必要と認めるものについて，平日午前までの発注により翌日

納品をとれる体制を目安とする。（別紙２）

(8)　入札参加者又は入札参加者が提携する連節バスメーカーが，公告日の前日から過去３年間で２両連結の連節バスの納入実績を有すること。（別紙３）

また，納入先は国籍，官公庁（国又は地方公共団体）であるか否かを問わない。

3　問い合わせ先等

(1)　契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市財務部契約課物品契約係
電話 025－226－2213　FAX 025－225－3500
E-mail　keiyaku@city.niigata.lg.jp

(2)　同等品申請書兼承認書に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市都市政策部新交通推進課
電話 025－226－2755　FAX 025－229－5150
E-mail　shinkotsu@city.niigata.lg.jp

4　競争入札参加申請等

(1)　本件調達物品の入札に参加を希望する者は，別添一般競争入札参加申請書を，平成25年11月６日17時までに上記３（１）の場所に直接又は郵便（必着）により提出すること。

(2)　申請の際には，「ISO 9001」の認証取得を確認できる書類（写し可）及び１台目が納品される段階で「アフターサービス体制一覧表（別紙１）」，「部品供給の体制表（別紙２）」，「実績調書（別紙３）」を添付のこと。

(3)　仕様書に関し，同等品申請をするにあたっては「同等品申請書兼承認書」を平成25年11月６日17時までに上記３（２）の場所に提出し，承認を得ること。

(4)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，これに応じるものとする。

(5)　提出書類に基づき審査を行い，入札参加の可否を決定し，一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成25年11月14日までに発送する。

(6)　一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は，書面で届け出ること。

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日 時　平成25年11月27日　13時30分
イ　場 所　上記３（１）の同所　第１分館契約課入札室

(2)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア　受領期間　平成25年11月21日から平成25年11月26日まで
イ　受領期限　平成25年11月26日17時
ウ　提出先　　上記３（１）の場所へ提出すること。

(3)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，別添「仮契約書（案）」及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は，別添質疑書を平成 25 年 10 月 18 日から平成 25 年 10 月 31 日 17 時まで，上記３（１）へ電子メール又はファックスにより提出すること。

(4)　競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(10)　競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　競争加入者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争加入者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限，履行場所

オ　品名，数量及び金額

カ　品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日時，品名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。ただし，入札金額の訂正は認めない。

(15)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16)　不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない

理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17)　談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。

　また，後記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20)　再入札は１回とし,落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

７　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札

(8)　その他入札に関する条件に違反した入札

(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

８　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は，落札決定を取り消し，仮契約を締結していた場合は，本契約を締結しないものとする。

(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。

(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9　契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合，若しくは，過去２年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し，これらをすべて誠実に履行し，かつ，契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は，契約保証金を免除する。

11　契約成立の要件

契約の締結については，新潟市議会の議決を要するため，入札による落札者とは，議会の議決を得たときに本契約となる旨の内容とする仮契約を締結する。

12　内訳書の提出

落札者は，入札終了後速やかに契約金額の内訳書を提出すること。

13　契約書の作成

(1)　仮契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された仮契約書に記名押印し，落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。

(2)　仮契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

14　支払いの条件

平成 25 年度　部分払いあり

平成 26 年度　部分払いあり

平成 27 年度　精算払い

15　契約条項

別添「仮契約書（案）」による。

16　競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を，平成25年11月６日17時までに下記へ持参又は郵送（必着とし，書留郵便に限る。）すること。

なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話025－226－2213

http://www.city.niigata.lg.jp

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印
担当者
（電話番号　　　　　　　　　　　　）
（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　）

下記入札の参加資格要件を満たしており，入札に参加したいので，新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項の規定により申請します。

記

公告年月日	平成２５年１０月１８日
番　　号	第２５０７６号
品　　名	連節バス

質　　　疑　　　書

年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印
(担当者　　　　　　　　　　　　　　　　)
（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　　　　)

１　番　号　　第２５０７６号
２　品　名　　連節バス

質　　疑　　事　　項

別紙１
アフターサービス体制一覧表

メーカー（本社）

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

製作工場

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

メーカー（支社・営業所）or 代理店

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

部品供給センター

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

消耗部品　　輸送手段：
　　　　　　所要日数：

一般部品　　輸送手段：
　　　　　　所要日数：

サービス工場　※新潟市が指定した新潟市地内の工場とする

（注）１．部品供給センターからサービス工場までの輸送手段と所要日数を記入する。
２．消耗部品とは通常の稼働状況で１年程度の期間内の消耗、又は劣化により交換が必要となる部品をいう。
３．一般部品とは、５年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品
４．所要日数が消耗部品で１日、一般部品で３日を超える部品については、その名称と所要日数を記載した書類を提出すること。
５．部品の供給体制が複数ある場合（例：シャーシとボディーが別々の場合など）については、窓口を一本化したうえで、その体制を記載すること。

別紙２

部品供給の体制表

調達物品名：　一般的な補修部品　　消耗部品（どちらか○で囲むこと）

No	項　　目	内　　容	在庫量（台分）			備　　考
			本社	部品ｾﾝﾀｰ	ｻｰﾋﾞｽ工場	

別紙３

実　績　調　書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

担　当　者
（電話番号　　　　　　　　　　　　）

入札参加資格要件を満たすことを証明する実績は、下記のとおりです。

記

1	名称	
	発注機関名	
	契約金額（円以外の場合は契約時のレートを備考に記入し，円換算のうえ，記載すること）	千円 契約期間 （平成　年　月　日～　年　月　日）
	仕様（定員，エンジン等）	
	台数	
	備考	
2	名称	
	発注機関名	
	契約金額（円以外の場合は契約時のレートを備考に記入し，円換算のうえ，記載すること）	千円 契約期間 （平成　年　月　日～　年　月　日）
	仕様（定員，エンジン等）	
	台数	
	備考	

注意事項

1　公告日以前に納品した同種または類似の連節バスについて、代表的なものを納品年月日の新しい順に１件以上２件まで記入してください。

2　契約書の写しを添付してください。

3　製造実績を証明できる書類を添付してください。

4　提携メーカーの実績を記載する場合は，備考欄にメーカー名を記入してください。

同等品申請書兼承認書

調達物品名

（　／　枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

新潟市都市政策部新交通推進課長　　　　　　　　㊞

一般乗合旅客自動車（ワンマン）
新潟市ノンステップ連節バス製作仕様書

（社団法人日本車体工業会　バス車体規格準拠）

＜連節バス製造に当たって留意すべき事項＞

①道路運送車両法を遵守すること。

②エンジンはポスト新長期排気ガス規制、または Euro 6、または Euro 5＋EEV のいずれかに適合すること。

③連節バスの構造要件を準拠すること。

④ワンマンバス構造要件を準拠すること。

⑤バリアフリー法（ノンステップバス認定要領）を準拠すること。

⑥空調関係（冷暖房）装置は、新潟市の気候環境下において快適に使用できる能力とすること。

平成 25 年度

新潟市　都市政策部　新交通推進課

Ⅰ. 一般事項

1. 件名　　新潟市ノンステップ連節バス製造

2. 数量・納入場所

　数量　　４台

　納入場所　　新潟市内のうち、本市が指定する場所

3. 納入期限　　平成 27 年 3 月 27 日までに1台

　　平成 27 年 6 月 30 日までに3台

Ⅱ. 総則

1. 適用

　本仕様書は、平成 27 年 6 月 30 日までに「Ⅰ　一般事項」のとおり購入する一般乗合旅客自動車(以下、「乗合自動車」という)に適用する。

2. 概要

　車掌を乗務させないで運行することを目的とした乗合自動車で、「道路運送車両法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、「旅客自動車運送事業等運輸規則」、その他関係法令、通達に適合すること。

3. 当事者

　本仕様書において、「甲」とは製造契約を締結する発注者の新潟市をいい、「乙」とは、その受注者をいう。

4. 製造

　乙は、本仕様書に基づいて、乗合自動車(連節バス)の製造及び試験・調整、新規登録を行い、甲へと引き渡すこととする。

　なお、本仕様書に記載ない事項であっても、乗合自動車(連節バス)の機能・特性を発揮するため必要と認められるものは本業務に含まれるものとする。また、本仕様書に記載された事項の変更、及び納入期限変更については甲乙協議の上、定めることとする。

5. 特許権の使用

　特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法、デザイン等を使用するときは、乙はその使用に関する一切の責任を負うこと。

６. 検査

検査は、本仕様書により甲が行う。

７. 登録・申請

７－１　登録・申請の代行

乙は、乗合自動車（連節バス）製造完了後、新規登録、基準緩和認定申請のための手続きを代行し、納入場所管轄の運輸局の行う検査を経て、車両を登録すること。

登録番号については、希望番号とし甲より乙へ別途指示する。

７－２　登録・申請の費用

本契約の金額に含むものとする。ただし、「自動車損害賠償責任保険」、「自動車リサイクル料金」、及び「自動車重量税」に要する費用は除くものとする。

８. 提出書類

以下に示す書類を日本語で表記のうえ、提出することとする。提出部数は甲の指示に従うこととする。

また、書類・図書は A2 版、A3 版、A4 版のいずれかとすること。

８－１　契約書類等

（１）契約締結後、工程表を提出すること。

（２）契約締結後、契約額の内訳を提出すること。

（３）書類提出後に変更が生じた場合は、直ちに変更理由を示して再提出し、甲の了解を得ること。

８－２　製造図書類

製造図書類は以下のとおりとし、甲の求めに応じて順次提出することとする。

甲が承諾したものについては１部を乙に返却するものとする。

（１）外装デザイン図

（２）乙の製作仕様書

（３）その他、甲が指定したもの。

８－３　完成図書

完成図書は以下のとおりとし、乗合自動車（連節バス）納入時に提出することとする。

（１）車体三面図及び軌跡図

（２）重量分布計算書

（３）並行輸入自動車審査に必要な書類一式

（４）道路運送車両の保安基準の基準緩和認定申請に必要な書類一式

（５）車台番号・車体番号及び機関番号表

（６）乗合自動車（連節バス）を整備するために製造会社が発行している整備解説書

（７）部品カタログ（ボディー部品を含む）

（８）配線図（ボディー・シャシ・電装品・ワンマン機器・情報提供装置等）

（９）取扱説明書

（１０）写真

カラー写真とし、代表１車両について、車両外観（前面・後面・左右側面）、室内（前部車両・後部車両）、車内各部位

（１１）その他、甲が指定したもの。

８－４　その他

（１）車両引渡書

車両納車時に提出すること。

（２）自動車検査証

（３）自動車取得税申告書（報告書）の控え

登録後提出すること。

９．特殊工具

特殊工具は次のとおりとし、乗合自動車（連節バス）と共に納品すること。

（１）乗合自動車（連節バス）を整備するために製造会社が特に用意している工具

（２）故障診断システム（ソフトウェアの他、パソコンやケーブル等診断に必要な機材含む。）

１０. 車両仕様

（１）各部の仕様については、「Ⅲ　細則」にて規程する。

（２）同等品以上の仕様については、図書による申し入れを行い、甲の承諾を得ること。

１１. 車両デザインに係る部分の仕様

１１－１　デザインの思想

甲が導入を目指す新たな交通システム・BRT は、車両だけではなく、BRT 駅や走行空間、交通結節点などが、統一感のある洗練されたデザイン（トータルデザイン）を持つものとして、その導入を検討している。

乙は、甲が掲げる新たな交通システム導入基本方針における目標の１つである「新潟市の顔である都心の魅力向上に寄与」を踏まえ、関連する施設群との調和や将来の成長を見越した、高い思想を持った連節バス車両のデザインの導入を、甲とともに検討することとする。

１１－２　デザインの基本的考え方

（１）明示性のあるデザイン

連節バス車両の求められる最も重要な機能は、他のバス路線との差別化であり、一目で認識できる明示性である。特に前頭形状、カラーリングと配色方法については、この機能を十分に担保するデザインとする。

（２）先進性のあるデザイン

環境問題への配慮、ICT 技術を活用した運行情報や沿線のまちの情報の発信など、先進性のあるデザインを行い、次世代の公共交通を担うに十分な機能を導入するものとする。

（３）人にやさしいデザイン

低床化、乗降のし易さ、運行情報の分かりやすさなどバリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮に加え、大型の車両が接近する際の印象への配慮、ほっと安心できる色彩の内装、手に触れる部分の質感の配慮など、人にやさしいデザインとする。

上記の考え方を踏まえ、外観、内観については、別途甲と協議の上決定する。また、外観、内観デザインについて、具体的には、下記の事項に配慮する。

1）外観デザイン

①色彩・配色：連節車両の長さを強調する配色とし、色数は3色までとする。

②前頭形状：ステッカーやカラーリングにより表情をつける事ができることとする。

③屋根側面：屋根部のエアコン機器などを隠し、屋根のラインが直線に見えるように、工夫すること。

④幌：連節バス車両の一体感を表現することができるよう工夫をすること。

⑤サイドミラー：エアロタイプを基本とする。

⑥前輪ホイール：車両の存在感を軽減するようなデザインとする。

⑦後輪ホイールカバー：車輪の存在を隠すようなカバーを設置する。なお、維持管理や冬期運行時に対する配慮がある仕様とする。

⑧リアスポイラー：エアロパーツの設置を基本とし、デザインの自由度があることとする。

図-1　外観デザイン　位置参考図

※上記デザイン図は一例であり、詳細は甲と協議のうえ、決定します。

２）内観デザイン

①床材：滑りにくさに十分配慮した素材とし、グレー系の落ち着いた色彩とする。

②壁・天井材：ライトグレー系の落ち着いた色彩とする。

③シート織物：難燃材とし、新潟らしさを表現（亀田縞を模した縞模様など）した彩度を落とした色とする（黄金色など）。

④吊り手：手に触れる部分に木を使用した吊り手とする。

⑤握り棒：手に触れる部分に彩度を落としたカバーを施し、内装全体との調和を図る（黄金色など）。

⑥仕切板：新潟らしさを表現し、亀田縞を模した縞模様などのパターンを施す。

⑦腰掛けシェル：内装全体との調和を図り、落ち着いたライトグレー系とする。

⑧降車ボタン：内装全体との調和を図ったデザインとする他、必要最低限の数とする。

⑨段差明示ライン：黄色など床材と明度差のある色合いの、すべりにくい端材設置する。

図-2　内観デザイン　位置参考図

※上記デザイン図は一例であり、詳細は甲と協議のうえ、決定します。

３）製造時のデザイン監修について

以下の材料などについてはサンプルを提出し、別途甲との調整を図る。

・外観塗装サンプル、外観シートサンプル

・シート織物

・吊り手現物

・サインなどの表示類版下

・その他、甲が指示するもの

１２. 装備品の支給について

本仕様書による乗合自動車（連節バス）の製造にあたって、甲より乙へ以下のものを支給する。

①情報提供用表示装置

②バスロケーションシステム

本仕様書に記載された乗合自動車（連節バス）の製造に必要な装備品等は、支給品を除き、全て乙が調達のうえ当該車両に取り付け、試験を行った上で納車すること。

車両へ装備品等を取り付ける費用、装備品を車両に取り付け十分な性能を発揮するために必要な部材の購入及び製造は本契約に含まれるものとする。

１３. 技術指導

甲が乙へ要請した場合には、甲乙で打合せを行った上で、乙は資料作成し、甲または甲が指定する者に対して技術指導を行うこと。

１４. 保証

（１）保証期間は納車後１年とする。ただし、保証期間後であっても設計・製造及び材質の不良等により発生した問題については、甲乙協議の上、保証の範囲を定める。

（２）甲より依頼された回送・性能試験等において発生した事故及び故障については、乙が無償で修復すること。

（３）納車後の 5,000km 走行時の点検整備は乙が無償で行うこと。

１５. アフターサービス体制

乙は、補修部品等を速やかに、かつ安定的に供給できる体制を構築すること。「補修部品等を速やかに、かつ安定的に供給できる体制」とは、一般的な補修部品（例：各装置のコントロールユニット、各種センサー類、灯火類ユニット、燃料・水・オイル系統のホース類等）、消耗部品（例：ライトバルブ、ベルト類、ブレーキパッド、エンジン関連のフィルター等）、その他甲が必要と認めるものについて、平日午前までの発注により翌日納品を採れる体制を目安とする。

III　細則

S　シャシ・エンジン関係

項目				仕様	特別仕様
S130	全寸法	S131	全長	18m を超えない範囲	
		S132	全幅	2.55m を超えない範囲	
		S133	全高	3.8mを超えない範囲	
S140	オーバーハング	S141	フロント	メーカー標準	
		S142	リヤ	メーカー標準	
S150	ホイールベース	S151	前	メーカー標準	
		S152	後	メーカー標準	
	【S200　空車質量】				
S210	車両総重量			車両総重量は 25.0t を超えない範囲	
S220	乗車定員	S221	座席（乗務員除く）	添付図を基本とする	
		S222	立席	メーカー標準	
		S223	乗務員	1 名	
		S224	計	立席・座席・乗務員席含む 116 名以上	
S230	最大軸重			車両制限令に可能な限り準拠することとし、車両制限令を超えることが見込まれる場合には甲の承諾を得ること	
	【S300　エンジン】			ポスト新長期排気ガス規制、または Euro 6、または Euro 5＋EEV のいずれかに適合すること	
S310	冷却系統	S311	ラジエーターシャッタ	メーカー標準	
		S312	ファン	メーカー標準	
S320	潤滑系統	S321	オイルフィルタ	メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
S330	ターボチャージャー	S331		メーカー標準　付	
S340	吸気系統	S341	エアクリーナ	メーカー標準	
S350	排気系統			なし	
	【S400 車軸関係】				
S410	タイヤ	S413	サイズ	下記のノーマル（サマー）タイヤを装着のうえ、同サイズのスタッドレスタイヤを車輪数分（10 本）納入のこと。 第一軸　シングルタイヤ　275/70R　22.5×2 第二軸　ダブルタイヤ　275/70R　22.5×4 第三軸　ダブルタイヤ　275/70R　22.5×4 タイヤチェーンの装着が可能なこと。	
		S414	パターン	メーカー標準	
S420	ディスクホイール	S421	サイズ	アルミホイール	
S430	ステアリング	S431	パワーステアリング	メーカー標準　付　インテグラル式	
S440	車高調整装置		降下式 車高上げ装置 扉連動	メーカー標準 メーカー標準 付	
S450	サスペンション			全軸エアーサスペンション付	
	【S500 動力伝達装置】				
S510	トランスミッション	S511	方式	オートマチック	
		S512	変速比	メーカー標準	
S520	終減速機	S521	方式	ハイポイドギヤ	
		S522	減速比	メーカー標準	
S530	クラッチ	S531	材質	なし	

項目				仕様	特別仕様
S540	自動変速装置			付	
	【S600 ブレーキ】				
S610	排気ブレーキ			なし	
S620	ABS	S621	ABS	メーカー標準	
		S622	その他	ディスクブレーキ（全車輪） EBS 付 オートスラックアジャスター ヒルホールド付（AT 車のため無しでも可）	
S630	リターダー	S631	方式	取付	
		S632	銘柄、型式	メーカー標準	
S640	駐車ブレーキ	S641	方式	ホイールパーク	
		S642	銘柄、型式	メーカー標準	
		S643	取付位置	メーカー標準	
S650	ブレーキ			前、中、後 ディスクブレーキ付	
	【S700 電装品】				
S710	オルタネータ	S711	銘柄	メーカー標準	
		S712	型式	メーカー標準	
		S713	電圧	24V	
		S714	容量	搭載電装品の駆動、稼働に十分な容量を確保する	
		S715	レギュレータ	メーカー標準	
S720	バッテリー	S721	銘柄	メーカー標準	
		S722	型式	メーカー標準	
		S723	電圧	24V	
		S724	容量	搭載電装品の駆動、稼働に十分な容量を確保する	
S730	メーター	S731	スピードメーター	付 km表示	

項目				仕様	特別仕様
		S732	タコグラフ	デジタルタコグラフ	
		S733	レボタコグラフ	なし	
		S734	エンジン回転警報	メーカー標準	
S740	ホーン			エアーホーン	
S750	車間距離警報装置	S751	方式	なし	
		S752	銘柄、型式	なし	
		S753	取付位置	なし	
	【S800 その他】				
S810	燃料タンク	S811	容量	メーカー標準	
		S812	取付位置	メーカー標準	
S820	配管	S821	ブレーキ配管	メーカー標準	
		S822	燃料配管	メーカー標準	
		S823	集中給油配管	なし	
S830	集中給油装置	S831	銘柄	なし	
		S832	型式	なし	
		S833	駆動方式	なし	
S840	スペアタイヤ			なし	
S850	エンジンルーム消火装置	S851	方式	なし	
		S852	銘柄、型式	なし	
		S853	取付位置	なし	
S860	アイドリングストップ装置	S861	構造	なし	
S870	寒冷地対策			床下の防錆塗装を実施	
S880	尿素タンク	S351	容量	メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
		S352	取付位置	メーカー標準	
		S353	その他	外板蓋の表裏に「尿素水」銘板取付	

A 主要構造

項目				仕様	特別仕様
	【A100 構造】				
A110	構造			メーカー標準　連節バス 前車室と後車室を結ぶターンテーブルと幌取付 ジャックナイフ防止機構を有すること(警告装置、エンジン制御付き)	
A120	出入口位置			フロントオーバーハング(前扉) 前車室ホイールベース間(中扉) 後車室ホイールベース(後扉)	
A130	非常口位置			なし　天井ハッチ;2ヵ所付(緊急脱出用) (要保安基準緩和認定)	
	【A200 骨格】				
A200	骨格			メーカー標準	
	【A300 外板】				
A310	外板			メーカー標準	
A320	雨樋			メーカー標準	
A330	フェンダー			メーカー標準	
	【A400 内板】				
A410	天井			メーカー標準	
A420	窓柱かぶせ			メーカー標準	
A430	腰板			メーカー標準	
A440	計器盤			メーカー標準	
A450	計器盤下部			メーカー標準	
A460	エンジンルーム隔壁			メーカー標準	
A470	カーテンカバー			なし	

項目				仕様	特別仕様
A480	窓下縁材			メーカー標準	
	【A500 ステップ】				
A510	段数	A511	前扉口	なし	
		A512	中扉口	なし	
		A513	後扉口	なし	
A520	高さ	A521	前扉口	ニーリング取付	
		A522	中扉口	ニーリング取付	
		A523	後扉口	ニーリング取付	
A530	踏板	A531	前扉口	なし	
		A532	中扉口	なし	
		A533	後扉口	なし	
A540	縁材	A541	前扉口	両端カットなし 黄色	
		A542	中扉口	両端カットなし 黄色	
		A543	後扉口	両端カットなし 黄色	
A550	踏込板	A551	材質	なし	
		A552	車止格納装置	なし	
A560	水抜き穴	A561	ステップ水抜き穴	なし	
		A562	引扉レール下水抜き穴	なし	
A570	補助ステップ	A571	位置	なし	
		A572	方式	なし	
A580	車いすスロープ板	A581	位置	中扉	
		A582	方式	・スロープ板取付角度 7 度以下 （150mm のバスベイ及びニーリング時）	

項目				仕様	特別仕様
				・スロープ板は幅 800mm 以上、長さ 1,050mm 以下 ・表面は滑りにくい仕上げ ・引出し式または脱着式で容易に取り出せる場所に格納	
	【A600 断熱】				
A610	天井	A611	断熱材	メーカー標準	
A620	側壁	A621	断熱材	メーカー標準	
A630	エンジンルーム隔壁	A631	断熱材	メーカー標準	
		A632	構造	BA002 またはこれと同等の性能をもつ構造とする	

B 扉関係

項目				仕様	特別仕様
	【B100 出入口扉】				
B110	前扉	B111	構造	メーカー標準 グライドスライド扉	
		B112	有効開度	有効幅 ： 1,000mm 以上	
		B113	軸受	メーカー標準	
		B114	補助ローラー	なし	
		B115	ガイドローラー	メーカー標準	
		B116	手掛	メーカー標準	
		B117	扉ゴム	メーカー標準	
		B118	扉下部防塵	メーカー標準	
		B119	折扉振れ止め	なし	
B120	中扉引き戸			なし	
B130	中扉	B131	構造	メーカー標準 グライドスライド扉	
		B132	有効開度	有効幅 :1,100mm 以上	
		B133	軸受	メーカー標準	
		B134	補助ローラー	なし	
		B135	ガイドローラー	メーカー標準	
		B136	手掛	メーカー標準	
		B137	扉ゴム	メーカー標準	
		B138	扉下部防塵	メーカー標準	
B140	後扉	B141	構造	メーカー標準 グライドスライド扉	
		B142	有効開度	有効幅 :1,100mm 以上	
		B143	軸受	メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
		B144	補助ローラー	なし	
		B145	ガイドローラー	メーカー標準	
		B146	手掛	メーカー標準	
		B147	扉ゴム	メーカー標準	
		B148	扉下部防塵	メーカー標準	
B150	扉窓	B151	ガラス	メーカー標準	
		B152	窓ゴム	メーカー標準	
B160	立席制限鎖	B161	種類	メーカー標準　チューブ ： 黄色	
		B162	取付位置	床面から 700 ㎜　中扉、後扉および連節部左右	
	【B300 扉自動開閉装置】				
B310	戸閉機	B311	方式	エア電磁弁式	
		B312	銘柄、型式	メーカー標準	
		B313	取付位置	扉上部　前扉、中扉、中扉	
		B314	カバー	点検カバー付	
B320	扉操作スイッチ	B321	種類	メーカー標準	
		B322	電気容量	DC24V、5A	
		B323	取付位置	運転席右スイッチボックス上面に各扉用を各1個取付、銘板付	
B330	時限リレー	B331	銘柄、型式	メーカー標準	
		B332	取付位置	前扉上、中扉前天井部、後扉前天井部	
B340	間接確認装置	B341	方式	光を遮ったら扉は動作をやめる 前扉：なし 中扉：あり 後扉：あり	

項目				仕様	特別仕様
		B342	銘柄、型式	扉上部中央付近に反射式取付	
		B343	取付位置	扉の内側に乗客がいるとき、開閉できない構造であること	
				扉の内側端部付近に取付	
				扉の上部に反射式取付	
B350	戸閉スイッチ	B351	種類	マイクロスイッチ、扉開時 ON	
		B352	電気容量	DC24V、5A	
		B353	取付位置	戸閉機に取付	
B360	予告ブザー	B361	種類	無接点ブザー、十分な音量があること	
		B362	銘柄、型式	メーカー標準	
		B363	取付位置	中扉後　　後扉後	
B370	扉非常開放コック	B371	種類	メーカー標準	
		B372	方式	車内外手動操作式　操作表示銘板付	
		B373	取付位置	前扉用:計器盤左　　中扉、後扉用:扉後側	
B380	機能	B381	前扉	エアー電磁弁式	
		B382	前車室中扉	エアー電磁弁式	
		B383	後車室中扉	エアー電磁弁式	
B390	戸先スイッチ	B391	銘柄、型式	メーカー標準	
		B392	機能	扉「閉」操作時、スイッチに圧力を感じた場合に反転して開く	
		B393	取付位置	扉戸先・計6個	
	【B400　扉手動開閉装置】				
B410	ストッパ			なし	
B420	扉開閉装置	B421	開閉装置	なし	
		B422	鎖錠装置付開閉装置	なし	

項目				仕様	特別仕様
	【B500 開扉発車防止装置】				
B510	アクセルインターロック	B511	方式	メーカー標準	
		B512	銘柄、型式	メーカー標準	
		B513	取付位置	運転席部に取付	
		B514	機能	中扉と後扉用開時に作動する	
B520	扉の開閉方式 (オートマチック車)			扉を閉じた後でなければ、走行装置に動力を伝達することができない構造	
B530	間接確認方式の装置			中扉および後扉の開閉機構は、速度が5km/hを超えた状態において作動しないこと	
B540	ブレーキインターロック			メーカー標準	
	【B600 非常扉】				
B610	構造			なし　　2ヵ所の天井ハッチ付(前車室と後車室各1ヵ所) (要保安基準緩和認定)	
	【B700 点検扉(走行装置用)】				
B710	扉ロック装置			メーカー標準	
B720	エンジンルーム扉			メーカー標準	
B730	注油孔蓋	B731	メインタンク注油孔蓋	メーカー標準 「軽油」表示	
		B732	プレヒータ用	メインタンク兼用	
		B733	尿素タンク用	メーカー標準 「尿素水」表示	
B740	注水孔蓋	B741	メインエンジン注水孔蓋	メーカー標準 「水」表示	
B750	バッテリー格納庫扉			メーカー標準	
B760	集中給油装置点検蓋			なし	

項目				仕様	特別仕様
B770	扉非常開放コック蓋			メーカー標準 室内側には赤枠の中に「非常コック」赤文字記入　赤文字銘板でも可	
B780	オイルレベル点検蓋			なし	
	【B800　点検扉（床下艤装品用）】				
B810	暖房装置点検扉			取付（プレヒータ用）	
B820	冷房装置点検扉			なし	

C 窓関係

項目				仕様	特別仕様
	【C100 窓】				
C110	前面窓	C111	構造	メーカー標準	
		C112	ガラス	メーカー標準	
		C113	窓ゴム	メーカー標準	
C120	後面窓	C121	構造	メーカー標準(なしも可)	
		C122	ガラス	メーカー標準(なしも可)	
		C123	窓ゴム	メーカー標準(なしも可)	
C130	側面窓	C131	構造	固定式・上部にホッパ窓取付 特殊部窓:固定式	
		C132	窓枠	メーカー標準　黒色	
		C133	ガラス	メーカー標準 遮光性能を有する強化安全ガラスとし、可視光線の透過率 35～55%とすること	
		C134	窓ゴム	メーカー標準	
		C135	サッシュロック	メーカー標準	
C140	運転席窓	C141	構造	引違窓	
		C142	ガラス	メーカー標準	
		C143	窓ゴム	メーカー標準	
	【C200 方向幕窓】				
C210	前方向幕窓	C211	構造	系統幕と一体型	
		C212	ガラス	メーカー標準、前面ガラスと一体　有効窓寸法 1,400L×300H 外部から表示内容が十分に視認できるよう防曇対策を施すこと	

項目				仕様	特別仕様
		C213	窓ゴム	メーカー標準	
C220	側方向幕窓	C221	構造	中扉部と後扉部　側面窓ガラス兼用	
		C222	ガラス	メーカー標準　有効窓寸法 700L×400H 外部から表示内容が十分に視認できるよう防曇対策を施すこと	
		C223	窓ゴム	メーカー標準	
C230	後方向幕窓	C231	構造	メーカー標準	
		C232	ガラス	メーカー標準、有効窓寸法 940L×200H 外部から表示内容が十分に視認できるよう防曇対策を施すこと	
		C233	窓ゴム	メーカー標準	
	【C300 電動方向幕巻取器】				
C310	銘柄			国産 LED 表示器取付（ソフト含まず） 前面、左側面2ヵ所、後面に行先、経路、系統などを表示	
C320	前方向幕用	C321	型式	LED 前面窓上部取付	
		C322	幕幅・巻取長さ	有効窓寸法　1,400L×300H	
			表示長さ	有効表示寸法　1,260L×260H	
C330	側方向幕用	C331	型式	LED 表示器　前車室中扉前側	
		C332	幕幅・巻取長さ	有効窓寸法　700L×400H	
			表示長さ	有効表示文字数　縦4文字、横8文字表示	
		C333	型式	LED 表示器　後車室中扉後側	
		C334	幕幅・巻取長さ	有効窓寸法　700L×400H	
			表示長さ	有効表示文字数　縦4文字、横8文字表示	
C340	後方向幕用	C341	型式	LED 表示器　車体後面上部取付	
		C342	幕幅・巻取長さ	有効窓寸法　940L×200H	

項目				仕様	特別仕様
			表示長さ	有効表示寸法　900L×130H	
C350	操作スイッチ	C351	操作盤	計器盤付近に取付	
C360	制御装置	C361	機能	取付	
	【C400　方向幕布】			LED を採用のため、なし	
	【C500　方向幕裏蓋】				
C510	前方向幕用	C511	構造	メーカー標準	
C520	側方向幕用	C521	構造	メーカー標準	
C530	後方向幕用	C531	構造	メーカー標準	

D 床関係

項目				仕様	特別仕様
	【D100 床構造】				
D110	客室床構造			メーカー標準	
D120	運転席床段上げ			付	
D130	後部床段上げ			メーカー標準 段差部は黄色の縁材を取付　段差注意灯取付　4ヵ所	
D140	通路			ノンステップ部の通路には段差やスロープを設けないこと	
	【D200 床張】				
D210	床板			メーカー標準　上張り付	
D220	床上張	D221	通路部	メーカー標準　色については甲が指定する	
		D222	シート下部	通路部と同じ	
		D223	フェンダー部	通路部と同じ	
		D224	トーボード部	通路部と同じ	
		D225	床段差部	通路部と同じ	
		D226	出入口部	立席なし部は黄色とする	
		D227	ターンテーブル部	通路部と同じ	
D230	床面押え板			メーカー標準	
D240	床舟底張			なし	
D250	水抜き金具			なし	
D260	出入口靴摺			なし	
	【D300 揚蓋】				
D310	取付位置			メーカー標準	
D320	本体			メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
D330	縁金			メーカー標準	
D340	ロック装置			メーカー標準	
D350	引手			なし	
	【D400　足乗せ台】				
D410	構造			メーカー標準　　ボックス式	
	【D500　フェンダー】				
D510	前輪・中輪・後輪	D511	構造	メーカー標準	

E 座席関係

項目				仕様	特別仕様
	【E100 配列】				
E110	形式			すべてセパレートシートとする	
E120	座席数			添付図を基本とする	
E130	配置			添付図を基本とする	
	【E200 上張】				
E210	材質	E211	モケット	モケットは日本製 （色柄については甲指定による）	
		E212	ビニールレザー	なし	
	【E300 客席】				
E310	銘柄、型式			フレームはメーカー標準 モケットは日本製取付	
E320	寸法	E321	クッション幅	１人掛、２人掛	
		E322	クッション高さ	メーカー標準	
		E323	全高	メーカー標準	
E330	シートパッド	E331	シートクッション	メーカー標準	
		E332	シートバック	メーカー標準	
E340	背当板			メーカー標準	
E350	アームレスト	E351	形状、材質	メーカー標準	
		E352	取付座席	メーカー標準	
E360	アシストグリップ	E361	形状、材質	メーカー標準	
		E362	肩部	なし	
		E363	背当部	メーカー標準	
E370	脚			メーカー標準	
E380	特殊装置			なし	

項目				仕様	特別仕様
	【E400　最後部席】				
E410	寸法	E411	クッション幅	メーカー標準	
		E412	クッション高さ	メーカー標準	
E420	シートパッド	E421	シートクッション	メーカー標準	
		E422	シートバック	メーカー標準	
	【E500　車椅子スペース】				
E510	形状			折りたたみ式座席とする	
	【E600　運転席】				
E610	銘柄、型式			メーカー標準	
E620	調節構造			メーカー標準　エアー式、前後上下調節式	
E630	シートパッド	E631	シートクッション	メーカー標準	
E640	ヘッドレスト			付	
	【E900　座席取付品】				
E910	サイドクッション			なし	
E920	シートカバー			なし	
E970	シートベルト	E971	銘柄、型式	３点式ELR	
		E972	取付位置	運転席	

F 電装品関係

項目				仕様	特別仕様
	【F100 前側面車外灯】				
F110	前照灯	F111	灯具、電球	メーカー標準	
F120	霧灯	F121	灯具、電球	メーカー標準	
		F122	取付位置	メーカー標準	
F130	前側面方向指示灯	F131	灯具、電球	メーカー標準	
	（非常点滅灯兼用）	F132	取付位置	前面左右に各1灯取付	
F140	側面方向指示灯	F141	灯具、電球	BF006 相当	
		F142	取付位置	前輪前方左右、中輪前方左右、後輪前方左右	
F150	車幅灯			メーカー標準	
F160	標識灯	F161	灯具、電球	なし	
		F162	取付位置	なし	
F170	車外照射灯	F171	灯具、電球	LED	
		F172	取付位置	各扉外側上部に取付	
		F173	機能	扉開と同時に点灯、閉扉後4秒以上の遅延で消灯	
F180	路肩灯	F181	灯具、電球	国産品　ヘッドライトと連動	
		F182	取付位置	中輪、後輪前方左右外板に各1個取付	
F190	側方灯	F191	灯具、電球	メーカー標準	
		F192	取付位置	最前方　中央部　最後方外板に取付	
	【F200 後面車外灯】				
F210	尾灯	F211	灯具、電球	メーカー標準	
		F212	取付位置	メーカー標準	
F220	制動灯	F221	灯具、電球	メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
		F222	取付位置	メーカー標準	
F230	後面方向指示灯			メーカー標準	
F240	非常点滅灯			メーカー標準	
F250	乗降中表示灯	F251	種類	扉開に連動して「乗降中」が点灯	
		F252	銘柄、型式	取付	
		F253	取付位置	車両後面左側に取付	
		F254	機能	乗降中・SOS 表示	
F260	番号灯	F261	灯具、電球	メーカー標準	
		F262	取付位置	後面に取付	
F270	後退灯	F271	灯具、電球	メーカー標準	
		F272	取付位置	後面左右に各１灯取付	
		F273	機能	変速機を後退にした時点灯	
F280	標識灯	F281	灯具、電球	なし	
		F282	取付位置	なし	
F290	エンジンルーム灯	F291	灯具、電球	メーカー標準　後面扉と連動	
		F292	取付位置	オイル点検時に便なる位置に取付	
		F293	機能	バッテリーリレーが OFF の時も点灯できること	
	【F300　車内灯】				
F310	室内灯	F311	灯具、電球	メーカー標準	
		F312	灯数	メーカー標準	
		F313	配置	左右　天井肩部に取付	
		F314	回路	メーカー標準	
		F315	調光	メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
		F316	予備灯	メーカー標準	
F320	方向幕灯	F321	前方向幕灯	なし	
		F322	側方向幕灯	なし	
		F323	後方向幕灯	なし	
		F324	前終車灯	なし	
		F325	側終車灯	なし	
		F326	後終車灯	なし	
		F327	車いす表示	なし	
F330	出入口照射灯	F331	前扉用	(1)メーカー標準 (2)電球 35 W×1灯 (3)前扉開時点灯(連動時) (4)天井埋込型	
		F332	中扉用	(1)メーカー標準 (2)電球 35 W×1灯 (3)前車室中扉開時点灯(連動時) (4)出入口上方に取付	
		F333	後扉用	(1)メーカー標準 (2)電球 35 W×1灯 (3)後車室中扉開時点灯(連動時) (4)出入口上方に取付	
F340	ステップ灯	F341	灯具、電球	なし	
		F342	取付位置	なし	
		F343	機能	なし	

項目				仕様	特別仕様
F350	床段差注意灯			メーカー標準　段差後の床面に取付	
	【F400　パイロットランプ】				
F410	戸開き知らせ灯	F411	灯具、電球	なし	
		F412	取付位置	なし	
		F413	機能	なし	
F420	乗客知らせ灯	F421	灯具、電球	なし	
		F422	取付位置	なし	
		F423	機能	なし	
F430	停車パイロットランプ	F432	灯具、電球	車いす用リセットスイッチ付	
		F433	取付位置	計器盤左上に取付　一般者用･車いす用の計2個設置	
F440	ストップランプチェッカ			なし	
	【F500　放送装置】				
F510	ワンマンバス用放送装置	F511	銘柄、型式	クラリオン製又は同等品以上	
		F512	本体	運転席右側に取付	
		F513	マイクロホン	(1)運転手の襟又は胸に装着できるもの (2)右側スイッチボックスに掛金具を取付	
		F514	車内放送スピーカ	メーカー標準	
		F515	車外放送スピーカ	中扉付近、後扉付近各1個取付	
		F516	操作スイッチ	運転席右スイッチボックス上面に取付	
		F517	機能	車内放送で、次停留所、乗換え案内などを繰返し行えること 車外放送で、行先、経路等の案内を繰返し行えること	
		F518	系統設定器	取付	
		F519	方向幕インターフェース	なし	

項目				仕様	特別仕様
F530	カーステレオ	F531	銘柄、型式	なし	
		F532	本体位置	なし	
		F533	スピーカ本体	なし	
		F534	スピーカ位置	なし	
F540	ラジオ	F541	銘柄、型式	なし	
		F542	取付位置	なし	
		F543	アンテナ	なし	
		F544	車内放送スピーカ	なし	
		F545	マイクロホン	なし	
		F546	マイクジャック	なし	
		F547	マイクレール、コード掛	なし	
		F548	車外放送スピーカ	なし	
F560	後方確認テレビ	F561	銘柄、型式	クラリオン製　又は同等品以上	
		F562	モニターテレビ	計器盤付近に取付（兼用型）	
		F563	カメラ	クラリオン製　又は同等品以上 車体後面上方に取付	
		F564	操作装置	映像分配器取付	
	【F600　連絡および警報装置】				
F610	インターホン	F611	銘柄、型式	クラリオン製　又は同等品以上	
		F612	マイクロホン	中扉および後扉の後側外板取付　銘板付	
		F613	スピーカ	運転席付近取付	
		F614	室内用銘柄、型式（電話型）	運転席と後車室内連絡用取付 親機を運転席、子機を後車室内右側に取付	

項目				仕様	特別仕様
F620	乗客降車合図装置	F621	銘柄、型式	甲指定	
		F622	押ボタン及び表示装置	立席握り棒部は台座取付 優先席から座ったままで操作できる位置に設置及び車いす専用押ボタンを設置	
		F623	制御装置	運転席付近取付	
		F624	合図ブザー	無接点式　本体組込	
		F625	リセットスイッチ	計器板停車ランプ付近取付 （押ボタン及び停車パイロットランプの点灯消去用） 一般席及び車いす席用取付ボタンは色違いのこと（押し違い防止）	
		F626	点検スイッチ	押ボタンスイッチの機能を点検するための点検スイッチを本体に取付	
		F627	機能	(1)出口扉閉時押ボタンを押した時に、押ボタンランプ及び停車パイロットランプが点灯しブザーが鳴る、出口扉を開にした時消灯する (2)点灯後は押ボタンを押してもブザーは鳴らない	
		F628	取付位置	押ボタンの縦握棒取付位置は床面より 1,400 ㎜ 押ボタンの座席付近の壁面取付位置はシート座面より 800 ㎜以下	
		F629	回路	甲指示	
F630	後退ブザー	F631	銘柄、型式	メーカー標準	
		F632	取付位置	車体後部に取付	
		F633	機能	変速機をバックにした時に鳴る	
F640	非常扉警報装置	F641	銘柄、型式	なし	
		F642	取付位置	なし	
		F643	機能	なし	
F670	緊急連絡装置	F671	車内非常警報	前車室室内の左右窓部に各1ヵ所、後車室室内の左右窓部に4ヵ所	

項目				仕様	特別仕様
				千鳥に設置。後車室後端部窓ガラス上部に1ヵ所設置。脱出用ハンマ—を取り外した時にアラームが鳴る	
	【F700 窓用機器】				
F710	ワイパー	F711	銘柄、型式	メーカー標準　間欠装置付	
		F712	方式	メーカー標準	
		F713	取付位置	メーカー標準	
		F714	その他	3スピードタイプ	
F720	ウインドウォシャ	F721	銘柄、型式	メーカー標準	
		F722	取付位置	メーカー標準	
	【F800 スイッチ、ヒューズおよびフラッシャユニット】				
F810	計器盤の灯火器スイッチ	F811	前照灯スイッチ	メーカー標準	
		F812	霧灯スイッチ	メーカー標準	
		F813	非常点滅灯スイッチ	メーカー標準	
		F814	パイロットランプチェックスイッチ	なし	
F820	計器盤のその他のスイッチ	F821	ワイパースイッチ	メーカー標準	
		F822	スタータスイッチ	メーカー標準	
		F823	バッテリーリレースイッチ	メーカー標準	
		F824	集中給油装置スイッチ	なし	
		F825	排気ブレーキスイッチ	なし	
F830	その他の位置につくスイッチ	F831	ホーンスイッチ	メーカー標準	
		F832	方向指示灯スイッチ	メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
		F833	減光スイッチ	メーカー標準	
		F834	車高スイッチ	メーカー標準	
F840	スイッチボックス側面スイッチ	F841	配列	メーカー標準	
	（標準）	F842	室内灯スイッチ	メーカー標準	
		F843	方向幕灯スイッチ	メーカー標準	
		F844	出入口照射灯スイッチ	メーカー標準	
		F845	路肩灯スイッチ	ヘッドライトと連動	
		F847	予備スイッチ	なし	
		F848	室内灯調光器	なし	
		F849	その他	なし	
F850	スイッチボックス側面スイッチ	F851	配列	メーカー標準	
	（特別仕様）	F852	終車灯スイッチ	なし	
		F853	終車前灯スイッチ	なし	
		F854	標識灯スイッチ	メーカー標準	
		F855	ステップ灯スイッチ	メーカー標準	
		F856	予備灯スイッチ	なし	
		F857	その他	なし	
F860	エンジンルームスイッチ	F861	点検灯スイッチ	油量点検に便利な位置	
		F862	バッテリーリレーサブスイッチ	メーカー標準	
		F863	スタータセフティスイッチ	メーカー標準	
		F864	スタータサブスイッチ	メーカー標準	
F870	ヒューズボックス	F871	銘柄、型式	メーカー標準	
		F872	取付位置	メーカー標準	

項目				仕様	特別仕様
F880	フラッシャユニット	F881	方向指示灯用	メーカー標準	
		F882	非常点滅灯用	メーカー標準	
F890	スイッチボックス	F891	取付位置	メーカー標準	
	【F900 配線その他の電装品】				
F910	回路図			提出図による	
F920	配線	F921	配線方法	メーカー標準	
		F922	バッテリーコード被せ	メーカー標準	
		F923	ターミナル形状	メーカー標準	
F930	コンセント	F931	点検灯コンセント	なし	
		F932	バッテリーコンセント	なし	
F940	掲出用電装品	F941	急停車注意灯	なし	
		F942	停留所表示器	運賃表示器と兼用 K130 項による	
		F943	情報提供用表示装置	前車室運転席後背部に1画面式を1基、後車室車内連節部側妻板の上部幕板部に運賃表示にも対応する2画面式を1基取り付けるための準備工事(電源用配線等)を実施する。情報提供用表示装置は甲からの支給品とし、乙が取り付けを行う。	
		F944	バスロケーションシステム	甲からの支給品とする。 乙は、甲が指定する場所へ取り付けるための準備工事を実施し、取付を行う。	
		F945	ドライブレコーダ	取付	
		F946	室内監視カメラ	前車室の最前方天井 後車室のステップ上付近と後車室の最前方天井	
		F947	室外監視カメラ	前車室の左右天井	

項目				仕様	特別仕様
				後車室の左右天井車幅 2.5m を超えないこと 前車室の最前方天井（前方カメラ） 後車室の最後方天井（バックカメラ）	
		F948	室内外監視モニタ	取付	

G 仕切り構造及握棒

項目				仕様	特別仕様
	【G100 運転席仕切構造】				
G110	構造			メーカー標準　運賃箱取付用	
G120	仕切板			メーカー標準	
G130	仕切棒			メーカー標準	
	【G200 出入口仕切】				
G210	前扉部仕切			新潟らしさを表現し、亀田縞を模した縞模様などのパターンを施す	
G220	中扉部仕切			新潟らしさを表現し、亀田縞を模した縞模様などのパターンを施す	
G230	後扉部仕切			新潟らしさを表現し、亀田縞を模した縞模様などのパターンを施す	
G240	仕切板	G241	前車室	新潟らしさを表現し、亀田縞を模した縞模様などのパターンを施す	
		G242	後車室	新潟らしさを表現し、亀田縞を模した縞模様などのパターンを施す	
	【G300 その他仕切】				
G310	シート前仕切			新潟らしさを表現し、亀田縞を模した縞模様などのパターンを施す	
	【G400 握棒】				
G410	天井握り棒			メーカー標準　三面図による 床面からの寸法は 1,800 ㎜	
G420	前扉昇降用握棒			乗降のための握棒を両側に設置 手に触れる部分に彩度を落としたカバーを施し、内装全体との調和を図る（黄金色など）	
G430	中扉昇降用握棒			乗降のための握棒を両側に設置 手に触れる部分に彩度を落としたカバーを施し、内装全体との調和を図る（黄金色など）	
G440	後扉昇降用握棒			乗降のための握棒を両側に設置	

項目				仕様	特別仕様
				手に触れる部分に彩度を落としたカバーを施し、内装全体との調和を図る（黄金色など）	
G450	吊革			甲指定 下端から床面までの寸法 1,600 ㎜	
G460	出入口上握棒			なし	
G470	立席握棒			取付	
G480	車いす用握棒			車いすスペースに車いす使用者が利用できる握り手又は手すりを設置	
	【G500　保護棒】				
G510	折扉保護棒			なし	
G520	側窓保護棒			なし	
G530	戸袋窓保護棒			なし	
G540	後面窓保護棒			なし	
	【G600　その他】				
G610	パイプ保護クッション	G611	材質、形状	なし	
		G612	取付位置	なし	

H 通風、冷房装置

項目				仕様	特別仕様
	【H100 強制通風装置】				
H110	天井換気扇			メーカー標準	
H120	給排気装置			なし	
	【H200 デフロスタ】				
H210	温水式	H211	銘柄、型式	メーカー標準	
		H212	本体	計器盤下に取付	
		H213	前窓吹出口	メーカー標準	
		H214	運転席吹出口	メーカー標準	
		H215	スイッチ及び切替装置	メーカー標準	
		H216	配管	暖房温水配管に接続する	
	【H300 暖房装置】			日本の冬に使用できる能力がある事	
H310	温水式	H311	銘柄、型式	メーカー標準	
		H312	本体	5.5 kW×４個　前車室と後車室の座席の下に各2個取付（プレヒーター付き）	
		H313	スイッチ及び切替装置	各々表示銘板を取付 本体1基につきスイッチ1個　取付位置運転席付近	
		H314	配管	メーカー標準	
H330	ステップヒーター	H331	種類	なし	
		H332	銘柄、型式	なし	
		H333	取付位置	なし	
H340	予熱温水式	H341	銘柄、型式	取付	
		H342	本体	メーカー製	

項目				仕様	特別仕様
		H343	取付位置	後車室に取付	
	【H400　冷房装置】				
H420	メインエンジン駆動式	H421	銘柄、型式	エアコン方式（日本の夏に使用できる能力を有すること） 前後車室に各々1ヵ所付	
		H422	ダクト	メーカー標準	
		H423	コントロールパネル	運転席右側に取付	

J 車外取付品

項目				仕様	特別仕様
	【J100 バンパー】				
J110	フロントバンパー			メーカー標準	
J120	リヤバンパー			メーカー標準	
J130	バンパーデッキ			なし	
	【J200 ミラー】				
J210	リヤビューミラー			メーカー標準	
J220	アンダーミラー			メーカー標準	
J230	サイドアンダーミラー			なし	
	【J300 表示】				
J310	事業者紋章			なし	
J320	ワンマン関係表示	J321	出入口表示	前扉後方に BJ 103-B「出口」，中扉・後扉後に BJ 107-B「入口」を貼付	
		J322	インターホン銘板	BJ 104　2ヵ所	
		J323	車いす乗車表示銘板	BJ 007-A　中扉前側取付 BJ 011-A　前方向幕窓左側取付 車体後面上部にも取付	
J340	前面社名表示窓			なし	
J350	メーカーマーク			取付	
	【J400 安全装置】				
J410	後輪巻込防止装置			付	
J420	後輪安全カバー			前車室の後輪、後車室の後輪に、車輪の存在を隠すようなカバーを設置	

項目				仕様	特別仕様
				なお、維持管理や冬期運行時に対する配慮がある仕様とする 後輪安全カバーの取り付けにより全幅が 2.5m を超過する場合には甲と協議を行うこと	
	【J500　前後面取付品】				
J510	牽引用フック			メーカー標準	
J520	ナンバープレートステー			なし	
J530	フロントグリル			なし	
J540	旗立			なし	
J550	清掃用握手			なし	
J560	後部反射器			リヤ―バンパー左右に取付	
J570	各種標識取付金具			なし	
J580	霜除カバー取付金具			なし	
	【J600　側面取付品及び広告枠取付用具】				
J610	側面広告枠			なし	
J620	後面広告枠			なし	
	【J700　床下艤装品】				
J710	ジャッキアップポイント			メーカー標準	
J720	泥除ゴム			メーカー標準	
J730	バッテリー格納装置			メーカー標準	

K 車内取付品

項目				仕様	特別仕様
	【K100 運賃機器】				
K110	運賃箱	K111	銘柄、型式	前扉のドライバー側に1基取付	
		K112	方式	IC カード降車リーダー付き	
		K114	取付位置	運転席左側	
K120	整理券発行器	K121	銘柄、型式	取付	
		K122	方式	甲指示	
		K124	取付位置	中扉に1基取付	
		K126	操作盤	取付	
K130	運賃表示器	K131	銘柄、型式	取付	
		K134	取付位置	前車室前方と後車室前方天井部に取付	
		K136	操作盤	取付	
K140	乗継券発行器			取付	
K150	乗降客数計測器			前扉・中扉・後扉による乗降客数を非接触で自動計測し、バス停ごとの乗降客数を電子データで排出することが可能な乗降客数計測器を設置する。 なお、本装置の搭載において特別な取付条件が発生する場合には、甲と協議を行うものとする。	
K160	カードリーダ	K161	IC カードリーダ	IC カード乗車リーダー（2 ヵ所） 中扉・後扉に 1 基ずつ取り付け	
	【K200 銘板】				
K210	出入口用銘板	K211	出入口扉車内銘板	前扉上に貼付　BK 117-B	
		K212	ステップ乗車注意銘板	出入口付近に BK 118-C 取付	

項目				仕様	特別仕様
		K213	扉開閉予告銘板	なし	
		K214	自動扉注意銘板	入口、出口の戸当側室内側に BK 114、取付	
		K215	扉非常開閉表示銘板	入口、出口の「扉非常解放コック」上部室内側に取付	
		K216	非常扉用表示銘板	なし	
		K217	非常口銘板	なし	
K220	禁止行為銘板	K221	危険物持込禁止表示銘板	BK 021 を入口付近に取付	
		K222	禁止行為表示銘板	BK 022 を車内天井付近に取付	
		K223	禁煙銘板	BK 023-C を前車室前後と後車室の前天井付近と後行先部に貼付	
		K224	走行中運転者に話かけないで下さい	付	
		K225	室内飲食禁止	前後車室各1枚貼付 ピクトグラム	
K230	その他銘板	K231	乗客降車合図表示銘板	BK 111-A	
		K232	車両番号銘板	甲指示	
		K233	事業者名銘板	甲指示	
		K234	トランスミッション操作位置銘板	メーカー標準　付	
		K235	踏切一旦停止銘板	付	
		K236	メーカーマーク	前面に取付	
		K237	暖房銘板	BK 031	
		K238	サイドブレーキ関係	甲指示	
K240	座席・車いす関係銘板	K241	車いす乗車位置表示銘板	車いす乗車付近に貼付　BK 025-D	
		K242	車いす固定方法銘板	車いす乗車付近に貼付	
		K243	シートベルト着用表示銘板	なし	
		K244	跳ね上げシート操作銘板	取付	

項目				仕様	特別仕様
		K245	優先席用表示銘板	BK 040 を優先席付近の窓ガラスに貼付	
K250	その他の銘板	K251	基準緩和マーク（▽）	貼付	
		K252	全長18ｍ	運転席右側の計器盤に貼付	
		K253	全長18ｍ追い越し注意	車両後面に貼付	
		K254	連節部の動きにご注意下さい	前後車体連節部の鴨居に貼付	
		K255	幌にもたれかからないで下さい	連節部前後の柱左右に貼付	
		K256	すりぬけ危険	車両後面左側に貼付	
		K257	走行中は立ち止まらないで下さい	連節部床面に貼付	
		K258	天井ハッチ銘板	天井ハッチ部に取付	
		K259	車両愛称名称銘板	前頭部、左右側面前方部、後方部の 4 ヵ所に取付	
		K260	路線銘板	左右側面前方上部、左右側面後方上部の 4 ヵ所程度	
		K261	出入口戸口明示ライン	シールにて取付、黄色	
		K262	車体ストライプ	車体左右側面にシートにて取付	
K290	床段差表示		床段差端材	各段差部に取付、黄色	
	【K300　掲出用具】				
K320	名札差し	K321	名札差し	BK 015-A（3段式）	
K330	路線系統図枠	K331	路線図枠	なし	
		K332	系統図枠	なし	
K340	広告取付用具	K341	広告枠	レール式を取付　　バンド付	
		K342	吊下げ広告挟み	なし	
K350	急停車注意表示	K351	急停車注意表示板	取付	

項目				仕様	特別仕様
K360	その他用具	K361	検査証入れ	BK 011-A	
		K362	消毒証入れ	BK 012	
		K363	ダイヤ表差し	なし	
	【K400 遮光装置】				
K410	サンバイザー			メーカー標準	
K420	運転席遮光カーテン			なし	
K430	側窓カーテン	K431	ロールカーテン	なし	
		K432	止め金具	なし	
		K433	取付位置	なし	
	【K500 ミラー】				
K510	室内鏡			前面窓上部中央に1個取付　メーカー標準　BK 101-B 相当	
K520	乗客直接確認装置			(1)大型平面ミラー メーカー標準を前面窓左側上部に1個取付 BK101-A 相当	
				(2)丸形球面ミラー メーカー標準を中ステップ後側上部天井に各1個取付 BK 102-B 相当	
K530	前ステップ乗客確認アンダーミラー			メーカー標準を前出入口上部に取付 BK 002-B 相当	
	【K600 荷物棚】				
K610	運転席荷物棚			なし	
K620	乗客荷物棚			なし	
	【K700 保安用具】				
K710	消火器			粉末式 ABC 型 1.8 kg以上	
K720	信号煙筒			取付	
K730	赤色旗			BK 013×1本 運転席仕切内	

項目				仕様	特別仕様
K740	信号灯			なし	
K750	車輪止め	K751	個数	メーカー標準　 2個	
		K752	取付位置	計器盤下部又はその付近	
K760	工具箱			なし	
K770	物入箱			なし	
K790	停止表示板	K791	停止表示板	なし	
		K792	タイヤチェーン格納ボックス	なし	
	【K800 乗客サービス用品】				
K820	時計	K821	銘柄、型式	なし	
		K822	取付位置	なし	
K830	寒暖計			なし	
K860	救急箱			なし	
K870	車いす固定装置	K871	車いす固定位置、個数	2脚分	
		K872	固定ベルト	2脚分	
		K873	固定金具	取付	
		K874	収納箱	銘板付	
K880	その他	K881	ハンマー	緊急脱出時の側窓破壊用。 銘板付	
		K882	幌部ロープ	メーカー標準　 左右に取付	

L 塗装

項目				仕様	特別仕様
	【L100 防錆処理】				
L100	防錆処理			メーカー標準	
	【L200 塗料】				
L200	塗料			メーカー標準	
	【L300 外部塗装】				
L310	デザイン			別途甲が指示する	
L320	塗色			3 色迄メーカー標準	
L390	補修用塗料			メーカー標準	
	【L400 車内塗装】				
L410	天井			なし	
L420	窓柱かぶせ			メーカー標準	
L430	腰板			なし	
L440	計器盤	L441	上面	メーカー標準	
		L442	下部	メーカー標準	
L450	床面	L451	タイヤカバー	なし　上張り付のため	
		L452	靴摺	なし	
		L453	揚蓋	なし　上張り付のため	
		L454	上張押え	なし	
L460	エンジンルーム隔壁			メーカー標準	
L470	ステップ	L471	踏込板	なし	
		L472	踏板	なし	
L480	カーテンカバー			なし	

項目				仕様	特別仕様
L490	扉内面	L491	前扉	メーカー標準	
		L492	前車室中扉	メーカー標準	
		L493	後車室中扉	メーカー標準	
	【L500 外部特殊部塗装】				
L510	バンパー			甲指示	
L520	保安塗装			なし	
L530	バッテリ格納庫内面			耐酸塗料塗装	
L540	ディスクホイール			甲指示	
L550	車外ミラー背面			メーカー標準	
L560	床下			メーカー標準	
	【L600 車内特殊部塗装】				
L610	仕切板			甲指示	
L620	室内ミラー表面			メーカー標準	
L630	シート脚			メーカー標準	
L640	シートバック背面			メーカー標準	
	【L700 マーク、文字等】				
L710	ユーザーマーク			甲指示	
L720	事業者名			甲指示	
L730	車両番号			甲指示	
L740	ドレンコック表示マーク			メーカー標準	

M 積込品

項目				仕様	特別仕様
	【M100 清掃用具】				
M100	清掃用具			なし	
	【M200 各種装置キー】				
M200	各種装置キー			なし	
	【M300 運行および点検用品】				
M300	運行および点検用品			甲指示	
	【M400 保証書】				
M400	保証書			甲指示	
	【M500 証明書、配線図】				
M500	証明書、配線図			メーカー標準	
	【M600 その他】				
M610	上敷			メーカー標準	
M660	車椅子固定ベルト			メーカー標準	
M670	車椅子用輪止め			なし	
M680	その他	M681	ボデーの保証書	甲指示	
		M682	取付品の保証書	甲指示	

■添付図

様式第３号

入　　札　　書

平成　　　年　　　月　　　日

新　潟　市　長　様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受 任 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

<table>
<tr><td>入　札　金　額</td><td colspan="4">百　　千　　円</td></tr>
<tr><td>入　札　保　証　金</td><td colspan="4">百　　千　　円</td></tr>
<tr><td>履　行　期　限</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>履　行　場　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>品　　　名</td><td>品質・規格</td><td>数　量</td><td>単　価</td><td>金　額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特　約　条　項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">摘　要</td></tr>
</table>

様式第 ２ 号

委　　　　任　　　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

受 任 者　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

記

件　名

●入札書作成にあたっての注意事項

①「数量」欄には「１式」と記入してください。
②「単価」欄には何も記載しないでください。
③「金額」及び「入札金額」欄には連節バス　１式の金額を記載してください。
④落札者は，本市が求める内訳書を契約課へ提出してください。

記入例

入　札　金　額	百 千 円　○○○○○○○　③			
入札保証金	百 千 円			
履　行　期　限	平　成　27　年　6　月　30　日			
履　行　場　所	新潟市内（指定された場所）			
品　名	品　質・規　格	数　量	単　価	金　額
連節バス	仕様書のとおり	１式　①	②	○○○○○○○　③
特　約　条　項				
摘　要				

資料３

〔受任者が入札する場合の記載例〕

様式第３号

入　札　書

平成○○年○○月○○日

新潟市長様

住　所　○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号
氏　名　△△株式会社
(注)　新潟支店長　○○ ○○

受任者名を記入し，押印してください。

受任者　○○ ○○　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額	￥ 百 ○○ 千○ ○○ 円○			
入札保証金	百 千 円			
履行期限	平成○○年○○月○○日			
履行場所	○○部○○課			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
△△△△	△△△	○○○	○○○	○○○，○○○
特約条項				
摘要				

“仕様書のとおり”という記載でも結構です。

(注)：新潟市入札参加登録での名称

様式第２号

委　任　状

平成○○年○○月○○日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

市○○区
○○町○丁目○番○号
氏　名　△△株式会社　(社印)
(注)　新潟支店長　○○ ○○　代表者印

届出の使用印

受任者　氏名　○○ ○○　㊞

記

件名　○○○○○○○○○○○○

(注)：新潟市入札参加登録での名称及び届出使用印

※　社印・代表者印は新潟市競争入札参加資格登録での「使用印鑑届」で登録された印で押印願います。

※　入札書・委任状の受任者印は同一のものとしてください。

仮契約書

下記の製造の請負については，新潟市契約規則の規定に従い，当該契約について議会の議決を得たときは，これを本契約とみなすものとし，契約の証として本書２通を作成し，当事者記名押印の上，各自１通を保有する。

No.　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　発注機関：

件　　名	
契約金額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　円	

品名 品質・規格など　　　数量単位	単価	金額

履行期限	本契約移行の日から　　年　　月　　日まで
履行場所	
契約保証金	

新潟市を甲とし，受注者を乙として，甲乙両者は次の製造請負契約条項，付帯条件及び特記書の定めるところにより契約を締結し，信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

年　　月　　日

甲　　新潟市
　　　代表者　新潟市長　　　　　　　　印

乙　　住所
　　　商号又は名称
　　　代表者　　　　　　　　　　　　　印

製造請負契約条項（案）

（総則）

第１条　甲及び乙は，この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき，仕様書等（別添の仕様書，見本，図面，明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は，製造目的物を履行期限までに納入し，甲は，当該製造目的物の請負代金を支払うものとする。

３　製造目的物を完成するために必要な一切の手段については，この契約条項及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き，乙がその責任において定める。

４　乙は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し，又は解除された後も同様とする。

５　乙は，この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び新潟市個人情報保護条例（平成１３年新潟市条例第４号）を遵守し，個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

６　この契約条項に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行わなければならない。

７　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は，日本語とする。

８　この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

９　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は，仕様書等に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第５１号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては，民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１１　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

１２　この契約に係る訴訟については，甲の所在地を管轄する裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第２条　乙は，この契約締結と同時に，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし，第４号に掲げる保証を付す場合においては，履行保証保険契約の締結後，速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

（４）　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額は，契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

３　第１項の規定により，乙が同項第２号又は第３号に掲げるいずれかの保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

４　第１項の規定にかかわらず，この契約が新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第３４条第３号，第５号又は第６号のいずれかに該当するときは，同項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

５　甲は，乙がこの契約の履行をしたときは，速やかに，第
１項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第３条　乙は，甲の書面による承諾がなければ，この契約によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，若しくは承継させ，又は担保に供してはならない。

（特許権等の使用）

第４条　乙は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となつている材料，製造方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，甲がその材料，製造方法等を指定した場合において，仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，乙がその存在を知らなかつたときは，甲は，その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（契約の変更）

第５条　甲は，必要と認めるときは，仕様書等の変更の内容を乙に通知して，仕様書等の内容を変更し，又は契約の履行を中止させることができる。

２　前項の場合において，契約金額，履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは，甲乙協議の上，文書をもつて定めるものとする。

（履行の監督）

第６条　甲は，契約の履行中において，その適正な履行を確保するため，立会いその他の方法により監督をすることができる。

（検査及び引渡し）

第７条　乙は，製造目的物を履行場所に納入したときは，直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

２　前項の規定による通知があつたときは，甲は，当該通知のあつた日から１０日以内に，乙の立会いを求めて検査を行うものとし，乙が立ち会わないときは，立会いを得ずにこれを行うことができる

３　甲は，前項の検査に合格した製造目的物は，その引渡しを受けるものとし，当該検査に不合格となった製造目的物は，期間を定めてその製造目的物を再製作させ，補修させ，又は改造させることができる。この場合において，乙は，再製作，補修又は改造の指示を受けたときは，自己の負担により速やかにこれを履行し，その履行が終了したときは，甲にその旨を通知し，甲の検査を受けなければならない。

４　甲は，前項後段の規定による通知があつたときは，当該通知のあつた日から１０日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし，乙が立ち会わないときは，乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。

（検査の遅延）

第８条　甲が，その責めに帰すべき事由により前条第２項又は第４項に定める期間内に同条第２項又は第４項の検査をしないときは，当該期間が満了する日の翌日から当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数は，第１１条第２項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは，当該約定期間は満了したものとし，乙は，当該約定期間の日数を超える日数に応じ，同条第３項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

（所有権の移転）

第９条　納入された製造目的物の所有権は，第７条第２項の検査（同条第４項の検査をしたときは，同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格した時をもつて，乙から甲に移転するものとする。

（不合格品の引取り）

第１０条　乙は，検査の結果，不合格とされた製造目的物については，甲が指定した期間内に，自己の負担により，履行場所から搬出しなければならない。

２　甲は，乙が前項の規定に違反した場合は，前項の製造目的物の保管について責めを負わないものとする。

３　甲は，乙が第１項の規定に違反した場合は，乙の負担により，同項の製造目的物を返送し，又は処分することができる。

（支払）

第１１条　乙は，製造目的物の引渡しを終えたときは，書面をもつて当該製造目的物の請負代金の支払を請求するものとする。

２　甲は，前項の規定による請求を受けたときは，その日から起算して３０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　乙は，甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に請負代金が支払われなかつたときは，当該請負代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

第１２条　乙は，災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは，速やかに，その事由を明記した書面により，甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

２　甲は，乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは，履行遅延の事由，履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

３　前２項に規定する場合において，甲は，その事実を審査し，やむを得ないと認めるときは，甲乙協議の上，履行期限を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第１３条　乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに製造目的物を納入することができない場合は，甲は，乙に対し，違約金の支払を請求することができる。

２　前項の違約金の額は，特に約定がある場合を除き，甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ，遅延日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額とする。ただし，履行期限までに既に製造目的物の一部の引渡しがあつたときは，当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。

３　第１項の違約金は，請負代金の支払時に契約金額から控除し，又は契約保証金が納付されているときはこれをもつて違約金に充てることができる。この場合において，なお当該違約金の額に満たないときは，当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（かし担保）

第１４条　製造目的物の引渡し後に甲がかしを発見したときは，乙は，甲の指定する日までに，これを再製作し，又は補修するものとする。

２　乙が前項の規定による再製作又は補修に応じないときは，甲は，乙の負担により第三者に契約書記載の製造目的物を製作させ，又はかしのある製造目的物を補修させることができる。

３　第１項の規定によるかしのある製造目的物の再製作又は補修の請求は，当該製造目的物の引渡し後１年以内に行わなければならない。

（危険負担）

第１５条　製造目的物の引渡し前に生じた損害は，甲の責めに帰すべき事由による場合を除き，乙の負担とする。

（甲の解除権）

第１６条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当する場合は，契約を解除することができる。

（１）　契約の締結又は履行について，不正があつた場合

（２）　履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合

（３）　正当な理由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合

（４）　契約の相手方又はその代理人，支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み，妨げ，又は忌避した場合

（5）　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失つた場合

（6）　役員等（乙が個人である場合はその者を，乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合

（7）　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

（8）　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて，暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合

（9）　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し，又は関与していると認められる場合

（１０）　乙がこの契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方が第６号から前号までのいずれかに該当することを知りながら，その相手方と契約を締結したと認められる場合

（１１）　乙がこの契約に関して第６号から第９号までのいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であつて，甲が乙に対して当該契約の解除を求め，乙がこれに従わなかつたとき。

（１２）　前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

２　乙は，前項の規定によりこの契約が解除された場合は，製造目的物の引渡しの前後にかかわらず，契約金額の１０分の１に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第２条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金又は当該担保をもつて違約金に充てることができる。

４　第２項の規定は，甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において，その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（談合その他の行為による解除等）

第１７条　甲は，乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は，この契約を解除することができる。

（1）　公正取引委員会が，乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条第１項に規定する排除措置命令，独占禁止法第５０条第１項に規定する納付命令又は独占禁止法第６６条第４項の審決をした場合（独占禁止法第７７条第１項の規定による当該審決の取消しの訴えが提起された場合を除く。）

（2）　乙が独占禁止法第７７条第１項の規定により前号の審決の取消しの訴えを提起し，

当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

（３）　乙（乙が法人の場合にあつては，その役員又は使用人）について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定した場合

２　前条第２項から第４項までの規定は，前項の規定による解除をする場合について準用する。

３　乙は，第１項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であつても，甲に損害賠償請求をすることができない。

（賠償額の予定）

第１８条　乙は，この契約に関して前条第１項各号のいずれかに該当するときは，製造目的物の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず，契約金額の１０分の２に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，賠償金の支払を免除する。

（１）　前条第１項第１号及び第２号に掲げる場合において，審決の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

（２）　前条第１項第３号に掲げる場合において，刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は，甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において，その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権）

第１９条　乙は，甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなつたときは，甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

２　甲は，前項の申出があつたときは，契約を変更し，若しくは解除し，又は契約の履行を中止することができる。

３　乙は，甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によつて損害が生じたときは，甲に損害賠償の請求をすることができる。

（暴力団等からの不当介入等に対する措置）

第２０条　乙は，この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは，直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

２　甲は，乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは，甲乙協議の上，履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（疑義の決定）

第２１条　この契約に関し疑義が生じたときは，甲乙協議の上，決定するものとする。

付帯条件

1　甲は，乙がこの仮契約の日から当該仮契約についての議会の議決の日までの間において，新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止を受けた場合は，この仮契約を解除し，本契約を締結しないものとする。また，甲は，乙に対していかなる責任も負わない。

2　甲は，議会で議決を得られなかつた場合においても，乙に対していかなる責任も負わない。

特　記　書

１．支払い

　１）甲は，部分払いについては新潟市契約規則（昭和５９年3月３０日　規則第２４号）第４１条により乙から請求があった場合は，これを支払うものとする。

　２）上記において支払う金額は，契約期間の各年度の予算の範囲内とする。

２．検査

　１）部分払いにおける検査を実施する場合は，甲が指定した場所で行うものとする。

　２）検査方法については，仕様書または見積書にある連節バスの部品等が甲の指定した場所に納品されているかどうかを写真で確認することをもって検査とする。

３．協議

　１）仕様において甲との調整が必要なものについては，乙と協議を行った後，甲が支持するものとする。